

令和 3 年

第 3 回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第3回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和3年3月19日
訓子府町招集通知の日 令和3年3月19日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和3年3月26日(金)午後4時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
11. 佐々木直幸	12. 石澤和也	13. 山田恵美子
14. 寺町昌恭		

欠席委員

署名委員

6. 川脇健一 7. 山本拓志

事務局職員

事務局長 原口周司
事務局次長 今田和則

提出議案

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

原口局長 令和3年第3回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。

——細川会長挨拶——

原口局長 これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。

議長(細川会長) ただいまから令和3年第3回農業委員会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。

事務局より「諸般の報告」をお願いします。
ご報告を申しあげます。

原口局長 本日の出席委員数は14名全員の出席であります。

議長 本日の議件は議案が4件でございます。本日の議事録署名委員は6番川脇委員、7番山本委員にお願いします。

——議案第1号——

議長 議案第1号を上程します。事務局説明願います。

今田次長 議案第1号について説明いたします。

通知は3件でございます。

(以下議案により説明。)

今田次長 3件とも賃貸人の経営移譲に関係しており、特に美園の農地については、贈与税の納税猶予の対象地になっており、平成27年度に農地中間管理事業を利用して北海道農業公社へ賃貸借しておりました。

今回、賃貸人が農業者年金経営移譲年金を申請するに当たり、租税特別措置法上、贈与税の納税猶予を受けている全ての農地を含めて後継者に使用貸借しなければならないのですが、先に美園の農地を農地中間管理事業で賃貸借していたことを税務署から指摘を受けました。

税務署からは「この状態では経営移譲年金の申請はできない」とのことと、一つ目は「経営移譲年金の申請を取り下げて老齢年金に変更する」、二つ目は「贈与税を確定させ、税金納付後に経営移譲年金の申請を行う」、三つ目は「農地中間管理事業を解約して美園の農地も含めて使用貸借し改めて経営移譲年金を申請する」の話がありました。

3点ともデメリットがあり、一つ目は経営権を後継者から賃貸人に戻さなくてはならない。二つ目は賃貸人の贈与税本税が高額であり、平成元年から納税猶予を受け続けていることから、確定した場合、本税プラス約33年分の利子税が上乗せされ、総額で本税の倍程度の税金を納める可能性が高い。三つ目は農地中間管理事業を受けた際、国から耕作者集積協力金の交付を受けており、解約することによって協力金の一部又は全額の返還が発生する。

このことを受けて、急遽賃貸人に事情を説明し、取り扱いをどうするか協議した結果、美園の農地分だけ農地中間管理事業を解約し、改めて後継者との使用貸借をやり直した上で経営移譲年金の申請を行う

こととなりました。

農地中間管理事業は一部解約となるため、耕作者集積協力金の返還額は少額で済む見込みであります。貸貸人に全て説明し了解した上で今回の議案提案となっておりますのでご理解・ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

説明については以上です。

議長 それでは審議に入ります。1件目について、何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 2件目について、何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 3件目について、何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。

——議案第2号——

議長 議案第2号を上程します。事務局説明願います。

今田次長 議案第2号について説明いたします。

今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、売買1件、貸貸借1件、使用貸借1件の計3件となります。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

本件は農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上の農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。

説明については以上です。

議長 1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

山本委員 特に問題ありません。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

山本委員 特に問題ありません。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

林委員 特に問題ありません。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。

——議案第3号——

議長
今田次長

今田次長

議案第3号を上程します。事務局説明願います。

議案第3号について説明いたします。

申請は1件でございます。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

今回、審議していただく1件は、先程現地にて確認いただいた農地であり、牧草の乾草庫を建設するために申請があったものです。

農地転用の概要は、乾草庫622.08平方メートル、通路等1,717.92平方メートルの計2,340平方メートル。

資金計画につきましては、事業費として建設費用1,180万円、全額自己資金にて調達することとしております。又、農用地区域の用途変更につきましては、2月8日付で北海道才ホーツク総合振興局から許可が下りております。

なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。

説明については以上です。

審議の前に、担当委員から何かございますか。

特にありません。

それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長
近藤委員

議長

議長

疑惑が無いようなので、可決決定いたします。

——議案第4号——

議長
今田次長

今田次長

議案第4号を上程します。事務局説明願います。

議案第4号について説明いたします。

申請は1件でございます。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

今回、審議していただく1件は、先程現地にて確認いただいた農地であり、農家住宅を建設するために申請があったものです。

農地転用の概要は、農家住宅378.48平方メートル、自家用車庫408平方メートル、庭213.77平方メートル、駐車場94.50平方メートル、通路243.58平方メートル、物置36.89平方メートルの計1,375.22平方メートルですが、端数調整して1,375平方メートルとしております。

資金計画につきましては、事業費として住宅建設費用2,980万円、全額金融機関からの借入にて調達することとしております。又、

農用地区域の除外につきましては、3月18日付けで北海道オホーツク総合振興局から許可が下りております。

なお、本件は転用面積が30アール以下であり、転用面積が30アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。

説明については以上です。

議長 山本委員 審議の前に、担当委員から何かございますか。

議長 特にありません。

議長 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長 疑義が無いようなので、可決決定いたします。

議長 以上で本日の議件を全部終了いたしました。

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和3年3月26日

訓子府町農業委員会

会長 細川孝雄

議長

署名委員6番

署名委員7番